

# 令和8年度 DX推進トータルサポート事業

## 【第1回 生産性向上コース 募集要項】

### ○申請受付期間

令和8年6月1日（月）～ 募集上限に達し次第終了

※申請要件についての詳細は P. 3～5 「3. 申請要件」をご覧ください。

### ○申込み方法

当事業ポータルサイト内の申込フォームよりお申し込みください。

※申込み方法についての詳細は P. 5～6 「4. 申請方法」をご覧ください。

URL : <https://iot-robot.jp/>

デジタル化推進ポータル

検索



### 【問い合わせ先】



総合支援部 生産性向上支援課 DX推進トータルサポート事業担当

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 1-9

東京都産業労働局秋葉原庁舎

電話 : 03-3251-7917

## 目次

|   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 事業目的..... | 1 |
| 2 | 事業内容..... | 1 |
| 3 | 申請要件..... | 3 |
| 4 | 申請方法..... | 5 |
| 5 | 注意事項..... | 6 |

## 1 事業目的

DX推進トータルサポート事業（以下「本事業」という。）は、都内中小企業がデジタル技術を用いて企業変革や生産性向上を図ることで、継続的な成長・発展、安定的な賃金引上げを目指していきけるよう、中小企業のDXを推進する取組を総合的に支援します。

## 2 事業内容

### (1) アドバイザーによる現地調査・診断およびトータル支援（アドバイザー派遣）

ICT・IoT・AI、ロボットなどデジタル技術を活用して自社の企業変革や生産性向上に取り組む中小企業等へアドバイザーを派遣し、課題抽出から身の丈に合う具体的な取り組み内容について一緒に考え、アドバイスいたします。また、必要に応じ、導入計画等の策定、導入後のフォローまでご支援いたします。

なお、現地調査・診断では、アドバイザーが中小企業者等の本社、工場等を訪問して現地調査を行い、原則最終的な決定権を持つ代表若しくは担当役員ご同席のもと現状の課題を明確化してデジタル技術の活用に関するトータル支援の方針を決定します。

生産性向上コースの詳細につきましては、下記表およびポータルサイト内のコースご説明ページも合わせてご確認ください。

※「生産性向上コース」につきましては、令和8年10月頃にも募集予定です。

|         | 生産性向上コース  |
|---------|---|
| 取組テーマ   | 生産性向上   |
| 支援回数    | 最大18回（16か月間）  |
| 企業の作成書類 | —   |
| 目標      | 1～2年後を見据えた眼前の経営課題解決   |
| 範囲      | 特定業務～全社的  |
| 体制      | 企業内の特定の部署による取組  |
| 取組事例    | <ul style="list-style-type: none"><li>● AIチャットボットの導入で、24時間・365日即時の問い合わせ対応を可能にしたい</li><li>● 仕入れ・生産を一元管理できるシステムを導入し見える化した上で、自社の現状を把握してすぐに対策を打てる体制を整えたい</li><li>● 基幹システムが古くなり、原価計算など現在の事業展開との整合性が合わなくなっているためリプレイスしたい</li></ul> |

■ 生産性向上コースのご説明 (<https://iot-robot.jp/business/iotai02/>)

### 【支援範囲】

デジタル技術（ICT、IoT、AI、ロボット等）を活用した以下のような生産性向上や業務の効率化への取り組み等。

#### <取組例>

- ア 申請書、作業指示書などの社内文書のペーパーレス化に取り組みたい
- イ 人手不足対策として省力化に取り組みたい
- ウ 生産設備の稼働状況や生産・在庫状況の見える化を図りたい
- エ ルーチン化している業務の自動化を図りたい
- オ 営業ルートや配送ルートの最適化を図りたい
- カ 各部署間・工程間などの社内コミュニケーションを円滑にしたい

### 【派遣回数】

ア 現地調査・診断

最大2回

イ アドバイザーによるトータル支援（最大16ヵ月間）

最大18回

### 【費用】

無料

### 【支援方法・時間】

- ・支援は状況に応じて対面形式およびオンライン形式のどちらも可能<sup>\*</sup>です。
- ・支援は原則として平日の日中に1回あたり1.5時間～2時間目安での実施となります。ご相談への対応やアドバイス等は支援の時間内に実施します。

※現地調査・診断は本社、工場等にご訪問させていただき、原則最終的な決定権を持つ代表若しくは担当役員ご同席のもと実施いたします。

### 【派遣場所】

東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県

※東京都外の拠点への派遣は東京都に本店登記がある事業者のみ可能です。東京都に本店登記がない場合は、東京都内にある拠点での実施となります。

### 【派遣するアドバイザー】

民間企業等の出身でデジタル技術活用に関し高度な知識を有する者

※本事業に登録された専門家（中小企業診断士、ITコーディネーター等）から申込内容にあった専門家を事務局で選定して派遣します。

### 【支援期間】

支援決定日から令和9年10月末まで

(2) DX推進トータルサポート助成金

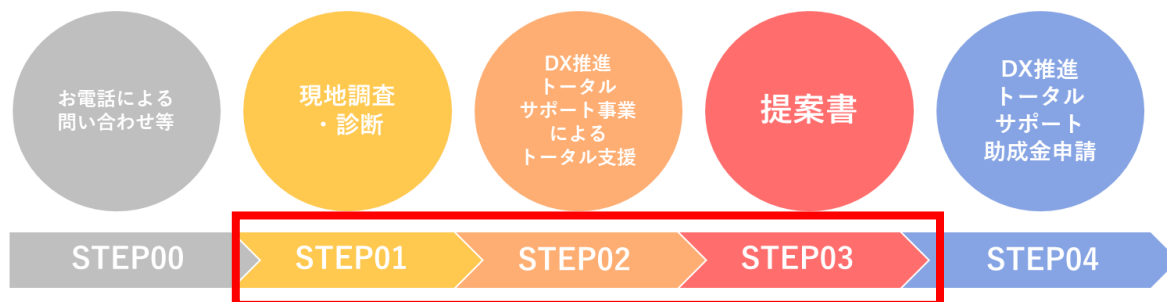
公社が実施する「DX推進トータルサポート事業」におけるアドバイザーによる支援を受け、「アドバイザーによる提案書」の内容に基づき、デジタル技術を用いた企業変革や生産性向上を図るために必要な経費の一部（助成限度額 1,500 万円 ※大幅賃上企業は 2,000 万（下限額 30 万円））を助成します。

公社所定様式による申請を受け、審査のうえ決定します。詳細は別途事業ホームページをご確認ください(<https://iot-robot.jp/business/dxtotalsupportsubsidy/>)。

※DX推進トータルサポート助成金の申請には「DX推進トータルサポート事業」にてトータル支援を受ける中で、アドバイザー作成の提案書を受け取り、その提案内容に基づいた申請である必要があります。また、助成金申請に必要な「アドバイザーによる提案書」の作成には最低3ヶ月程度のお時間をいただきますので予めご了承ください。

作成された提案書の有効期限は、支援対象期間にかかる事業年度となりますのでご注意ください。

### <DX 推進トータルサポート助成金申請までのステップ>



**注意**

DX推進トータルサポート助成金に申請するためには、必ずSTEP01～STEP03の手順を踏む必要がございますのでご注意ください。

### 3 申請要件

申込みに当たっては、次の(1)～(3)のすべての要件を満たす必要があります。また、特段の記載がある場合を除き、支援対象期間が終了するとき（それより前に支援期間が完了する場合はその完了時）まで申請要件を引き続き満たす必要があります。

(1) 本支援申込み時点で、下記ア～ウをいずれも満たすこと

ア 東京都内に登記簿上の本店又は支店があること（個人事業主の場合は、税務署に提出した「個人事業の開業・廃業等届出書」の控えにより、都内所在地等が確認できること）

イ 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者または個人事業主等で、下表の「資本金の額」または「従業員数」のいずれかに該当すること

| 主たる事業を営んでいる業種<br>(平成25年10月改定<br>日本標準産業分類第13回改訂分類による) | 資本金基準<br>(資本金の額又は出資金の総額) | 従業員基準<br>(常時使用する従業員の数) (注) |
|--|--------------------------|----------------------------|
| 製造業、建設業、<br>運輸業その他の業種 (下記以外)                         | 3億円以下                    | 300人以下                     |
| ゴム製品製造業(自動車又は航空機用<br>タイヤ及びチューブ製造業並びに工<br>業用ベルトを除く。)  | 3億円以下                    | 900人以下                     |
| 卸売業  | 1億円以下                    | 100人以下                     |
| サービス業 (下記以外)   | 5,000万円以下                | 100人以下                     |
| ソフトウェア業又は<br>情報処理サービス業                               | 3億円以下                    | 300人以下                     |
| 旅館業  | 5,000万円以下                | 200人以下                     |
| 小売業(飲食業含む)   | 5,000万円以下                | 50人以下                      |

(注) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

ただし、次のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は除きます。

- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※「大企業」とは中小企業ではない企業のことを指します。

※P. 8の別表に定める「組合等」も対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

ウ 東京都内で実質的に事業を行っている事業者であること

実質的に事業を行っているとは、登記の有無や建物の所在の有無だけでなく、客観的にみて都内に根付く形で事業活動が行われていることを指します。

申込内容、ホームページ、名刺、看板や表札、電話等連絡時の状況、事業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断します。

(2) 申請に必要な書類を全て提出できること (P. 5～6「4 申請方法」参照)

(3) 注意事項

ア 以下の場合は本支援の対象外になります。

- ・ 本支援申込み時点で1年以上継続して事業を行っていない取組みの場合
- ・ 本支援申込み時点で事業モデルや業務フローが決まっていない取組みの場合

- ・単なるデジタルツールの導入を目的とした場合
  - ・支援事業者による主体的な申込みでない場合
  - ・助成金の活用のみを目的とした場合
  - ・販路拡大のみを目的とした場合
  - ・販売を目的とした自社製品及び自社サービスの研究・開発のみを目的とした場合
  - ・アドバイザーに作業を依頼したい場合（「助言・アドバイス」が支援内容になります。）
  - ・課題の解決方法の策定や導入するシステムの選定が既に完了している場合（アドバイザーの助言が不要になるため。）
  - ・法令等もしくは公序良俗に違反し、またはその恐れがある場合
  - ・東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）に規定する暴力団関係者又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でない判断される業態を営むものである場合
  - ・公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的支援先として適切でない業態を営んでいた又は営んでいると判断した場合
  - ・申込みの際に虚偽の情報を記載し、その他公社及び事務局に対して虚偽の申告を行った場合
- イ 申込み時および現地調査・診断の各段階で支援の必要性・可否を判断いたします。これに関連し、申込み時にホームページや電話等を通じて事業内容等を確認させていただきます。
- ウ 同一支援期間内にお申込みいただけるのは一事業者一申請のみです。当該支援期間内にお申込みいただいた同一の代表者が経営する複数法人（個人事業主を含む）による申請は認められません。
- エ お申込みいただいた事業者と資本関係を持つ同一グループ内の法人からのお申込みはお断りさせていただく場合がございます。
- オ アドバイザーと同種の業務または本事業の内容と重複する業務（デジタル化やDX関連業務、各種コンサルティング業務、助成金申請関連業務など）を生業とする方のご利用はお断りする場合がございます。
- カ アドバイザー派遣支援終了後、終了した年度の翌年度に再度同一コースにお申込みいただくことはできません。
- （ただし、令和6年度に実施した「DX推進支援事業」の「生産性向上コース」を利用した企業で、当時とは別テーマでの申請となる場合は除く）

#### 4 申請方法

当事業ポータルサイト内の利用申請フォームからお申込みください。

※利用申請フォームは日本語で記載してください。

※利用申請フォームへの入力内容は、送信後の加筆・修正等はできません。

なお、お申込みには下記資料の添付が必要となりますので、あらかじめご準備ください。

- ・直近3期分の決算書（貸借対照表・損益計算書）

※創立3年未満など、3期分提出できない場合は、提出可能な分のみご提出ください。

※大企業からの出資がある場合には、「同族会社等の判定に関する明細書」もご提出ください。

- ・発行から3か月以内の履歴事項全部証明書

※個人事業主の場合は、税務署に提出した「個人事業の開業・廃業等届出書」の控え

## 5 注意事項

### (1) 本支援ご利用に当たってのお願い

ア 本事業の利用に際して、公社及びアドバイザーと秘密保持契約を取り交わすことはできません。

※アドバイザーは公社との委嘱契約において、秘密保持の義務を負っています。

イ 本事業は支援事業者の意思決定に対する助言を行うものであり、アドバイザーが業務の代行をするものではなく、最終判断・行動等は支援事業者の責任で行っていただきます。

ウ アドバイザーの支援には、支援企業の役員・従業員のみが参加できます。それ以外の方の同席を希望される場合は事前に事務局の許可が必要となります（アドバイザーのノウハウ保護のため）。

なお、顧問・相談役といった肩書を有している場合でも、役員・従業員として支援企業に所属していない限りは本項に基づく許可が必要となります。

エ 「事例記事」「事例動画」等への掲載にご協力いただく支援事業者には、別途、取材及び撮影・原稿校正等をお願いする場合がございます。

オ 本支援実施によるアンケートにご協力をお願いします。

カ 本事業実施状況等により公社職員が訪問等をする場合があります。

キ 本支援は東京都の公金で運営する事業であるため、東京都に対し支援内容等を報告することがあります。

### (2) 名称・所在地・代表者・ご連絡先等の変更について

名称・所在地・代表者・ご連絡先等に変更があった場合には、速やかに公社にお申し出ください。

### (3) 本支援の中止について

支援事業者、外注（委託）先の事業者その他支援事業の関係者が次のいずれかに該当した場合、通知や協議の上、支援を中止する場合があります。

ア 支援事業者が支援の受け入れを辞退したとき。

イ 申込みフォーム等で申告いただいた連絡先に連絡がつかない状態が一定期間続いたとき。

ウ 支援事業者が主体的に取り組みをしていただけないとき。

- エ 申込み内容と異なる事実が認められたとき。
- オ P. 5～7「3 申請要件」に記載する要件を満たさなくなったとき。
- カ 支援事業者による度重なる支援日程変更があったとき。
- キ 偽り、隠匿その他不正の手段により支援を受けたとき又は受けようとしたとき。
- ク 申請要件に該当しない事実が判明したとき。
- ケ 支援事業者が会社更生法に基づく手続き、民事再生法に基づく手続き又は破産法に基づく手続き若しくはこれに準ずる手続き等を開始したとき。
- コ 申込み日までの過去5年間又は申込み日から本支援期間終了日までの間に、法令に違反したとき。
- サ 申込み日までの過去5年間又は申込み日から本支援期間終了日までの間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する助成事業等に関して、不正等の事故を起こしたとき。
- シ 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者であること又は風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営んでいたこと若しくは営んでいることが判明したとき。
- ス 公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的支援先として適切でない業態を営んでいた又は営んでいると判断したとき。
- セ その他、公社が支援の継続が困難であると判断したときや支援事業者として不適切と判断したとき。

＝申込者情報のお取り扱いについて＝

1 利用目的

- (1) 当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のために使用します。
- (2) 経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。

※ 上記(2)を辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

2 第三者への提供（原則として行いませんが、以下により行政機関へ提供する場合があります。）

(1) 目的

ア 当公社からの行政機関への事業報告

イ 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等

(2) 項目…氏名、連絡先等、当該事業申請書記載の内容

(3) 手段…電子データ、プリントアウトした用紙

※ 上記(1)目的のイを辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

- ◆ 個人情報「個人情報の保護に関する要綱」に基づき管理しております。当要綱は、(公財)東京都中小企業振興公社 Web ページより閲覧及びダウンロードすることができますので、併せてご参照ください。<https://www.tokyo-kosha.or.jp/privacy.html>

別表

| 区 分   | 対 象   |
|-------|---|
| 中小企業者 | <p>以下の（１）及び（２）の要件を満たす中小企業者</p> <p>（１）中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条に規定する中小企業者で以下に該当しないもの</p> <p>ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有</p> <p>イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有</p> <p>ウ 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている</p> <p>なお、「大企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条に規定する中小企業者に該当しないもの。ただし、以下は除く。</p> <p>（ア） 中小企業投資育成株式会社</p> <p>（イ） 投資事業有限責任組合</p> <p>（２）東京都内に主たる事業所を持ち、事業を営んでいること</p>  |
| 組合等   | <p>以下の（１）及び（２）の要件を満たす組合等</p> <p>（１）以下のいずれかに該当すること</p> <p>ア 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条１項に規定されている中小企業団体</p> <p>イ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第２条に規定されている法人</p> <p>ウ その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条に規定する中小企業者であるもの</p> <p>エ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人</p> <p>オ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定されている特定非営利活動法人</p> <p>カ 任意グループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を行うもの）</p> <p>（２）東京都内に主たる事業所を持ち、事業を営んでいること</p> |